## 「ふくほう教育ローン（カードローン型）」カードローン契約規定（当座貸越契約）

私は、株式会社ジャックス（以下「保証会社」という）の保証に基づき、株式会社福邦銀行（以下「銀行」という）の教育カードローン取引（以下「本取引」という）において、下記に定める各条項を契約内容とすることに同意し、債務を履行します。

**第1条（契約の成立）** 1．本カードローン契約（以下「本契約」という）は、私からの申込を銀行が審査のうえ、承したときに成立するものとします。 2．本取引による個別の借入契約は、銀行からの金銭の交付の都度、個別に成立するものとします。

**第2条（取引口座の開設等）** 1．本取引は、本契約に基づき開設される口座を使用する当座貸越取引とし、当該口座は銀行本支店の内何れか1ヶ所のみで口座開設できるものとします。 2．銀行は、本取引に使用するためのカードローンカード（以下「ローンカード」という）及びカードローン通帳（当座貸越取引明細帳）（以下「通帳」という）又は「ローンカード」及び「カードローン明細票」（以下「明細票」という）を発行するものとします。ローンカード発にあたっては銀行の定める手数料を支払います。 3．私は、本契約の返済用口座として、私名義の預金口座を指定します。

**第3条（契約期間）** 1．私が本取引を行うことができる期間は、表記貸越契約期限（休日の場合はその前営業日）までとします。 2．本契約に基づいて私が当座貸越を受けられる期間は、本契約成立の日から表記貸越利期限までとします。 3．表記貸越利用期限の前月末日（休日の場合はその前営業日）までに私が期限延長の申し出をしなかった場合は、次の通りとします。（1）私は、表記貸越利用期限の翌日以降のローンカードを使用した当座貸越は受けられません。（2）貸越元利金は本契約の各条項に従い弁済し、貸越元利金が完済された日に本契約は当然に解約されるものとします。（3）期限に貸越元利金がない場合は、期限の翌日にこの契約は当然に解約されるものとします。

**第4条（取引方法）** 1．本契約は、当座貸越取引のみとします。 2．私は、別に定める場合を除き、ローンカードおよび通帳を使用して出金する方法により当座貸越を受けるものとします。 3．ローンカード、通帳、現金自動支払機の取扱については、別に定める「カードローンカード規定」によります。

**第5条（貸越極度額）** 1．本取引の貸越極度額は、銀行及び保証会社の審査の上決定されるものとし、銀行が表記貸越極度額欄に記入する貸越極度額に従います。 2．銀行がやむを得ないものと認めて、極度額を超えて私に当座貸越を行った場合も、本契約の各条項が適用されるものとし、私は、銀行から請求があったときには、当該極度額を超過した金額を直ちに返済するものとします。 3．銀行は第1項に拘わらず、本契約の貸越極度額を変更できるものとします。この場合、銀行は、新しい極度額及び変更日を私に通知又は同意を得るものとします。

**第6条（利息、損害金）** 1．貸越金の利息（保証料を含む）は、毎月金融機関所定の日に所定の利率によって算のうえ、貸越元金に組入れず返済用口座より自動引落しのうえ、支払うものとします。利息の計算は平年・うる年に関係なく（毎日の貸越最終残高の合計額×利率）÷365日の算式により行うものとします。 2．金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、銀行は、利率・損害金率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知方法は銀行の店頭に掲示するなど、銀行所定の方法によるものとします。 3．銀行に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14．6%（年365日の日割り換算）とします。

**第7条（約定返済）** 1．私は、貸越契約期限日の翌月以降、毎月表記約定返済日（休日の場合は翌営業日）に表記貸越利用期限日現在の当座貸越借入金残高に応じて、約定返済元利金額を次のとおり返済します。

| 貸越利用期限日の貸越残高 | | 約定返済元利金額 | 貸越利用期限日の貸越残高 | | 約定返済元利金額 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 50万円以下 | 5,000円 | 500万円超 | 600万円以下 | 60,000円 |
| 50万円超 | 100万円以下 | 10,000円 | 600万円超 | 700万円以下 | 70,000円 |
| 100万円超 | 200万円以下 | 20,000円 | 700万円超 | 800万円以下 | 80,000円 |
| 200万円超 | 300万円以下 | 30,000円 | 800万円超 | 900万円以下 | 90,000円 |
| 300万円超 | 400万円以下 | 40,000円 | 900万円超 | 1,000万円以下 | 95,000円 |
| 400万円超 | 500万円以下 | 50,000円 | | | |

2．私は、前項にかかわらず、返済日前日における当座貸越残高が前項に定める返済金額に満たない場合、返済日現在における当座貸越残高の全額を返済します。

**第8条（約定返済金等の自動引落し）** 1．前条による約定返済は自動引落しによるものとします。私は、毎月返済日までに指定口座に返済金相当額以上の金額を預入れるものとし、銀行は返済日に私の普通預金通帳（総口座通帳を含む）及び同払戻請求書なしで自動引落しのうえ、返済にあてるものとします。 2．銀行は、万一、前項の預入が遅延した場合には、当該預入後いつでも前項と同様の取扱いができるものとします。

**第9条（随時返済）** 1．私は、第7条の規定にかかわらず、随時に任意の金額を返済することができるものとします。 2．前項の随時返済は前条の自動引落しによらず、私が直接銀行の店頭において申出するか現金自動預入支払機を使用する方法により行うものとします。

**第10条（諸費用の引落）** 私は本契約の締結に際し、私が負担すべき費用は、銀行所定の日に指定の口座か自動引落しのうえ支払いにあてることに同意します。

**第11条（期限の利益の喪失）** 1．私に次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの通知、催告等がなくても貸越元利金は弁済期が到来するものと、直ちに支払います。なおこの場合、銀行からの通知なしに直ちに本契約を解約されても異議はありません。（1）第7条に定める返済を遅延し、次の返済日に至るも返済しなかったとき （2）保証会社から保証の取消・解除の申出があったとき （3）支払の停止または破産、民事再生その他裁判上の倒産手続きの申立てがあったとき （4）債務の整理・調整に関する申立てがあったとき （5）手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき （6）私の預金その他の銀行に対する債権につて仮差押・保全差押又は差押の命令・通知が発送されたとき （7）住所変更の届出を怠るなど私の責めに帰す事由によって銀行に私の所在が不明となったとき 2．私について次の各号の事由がひとつでも生じた場合には、銀行からの請求によって貸越元利金は弁済期が到来するものとし、直ちに支払います。（1）私が銀行に対する債務の一部でも期限に履行しなかったとき （2）私が銀行との取引約定のひとつでも違反したとき （3）本契約に関し、私が銀行に対する虚偽の資料提供または報告をしたとき （4）前各号のほか、銀行が債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

**第12条（解約、貸越の中止）** 1．第7条に定める約定返済が遅延している場合には新たな貸越を受けることができないものとします。 2．私において前条各号もしくは、第19条第1項、第2項各号の事由があるときもしくは、私の信用状態の変動を理由として保証会社から銀行に対して申入れがあったときは、銀行はいつでも貸越を中止し、本契約の解約をすることができるものとします。また、私について相続の開始があったときは、銀行はいつでも貸越を中止できるものとします。 3．私はいつでも本契約を解約することができるものとします。この場合、私は銀行所定の書面により銀行に通知します。 4．第2項及び第3項により本契約が解約された場合、私は、直ちに貸越元金を弁済します。

**第13条（差引計算）** 1．本契約による銀行に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務と私の預金・定期積金・その他の債権とを、その債権の期限にかかわらずいつでも銀行は差引計算することができます。 2．差引計算ができる場合には、銀行は事前の通知及び所定の手続を省略し、私にかわり諸預け金等の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができます。 3．差引計算をする場合、債権債務の利息・損害金等の計算ついては、その期間を銀行の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の料率は銀行の定めによるものとします。

**第14条（相殺）** 1．弁済期にある私の預金・定期積金・その他の債権と本契約による債務とを私は相殺することができます。 2．私が相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金・定期積金・その他の債権の証書、通帳は届出印を銀行所定の払戻請求書に押印して直ちに銀行に提出します。 3．第2項により私が相殺した場合の債権債務の利息・損害金等の計算については、その期間を金融機関の計算実行の日までとし、利率・遅延損害金の料率は銀行の定めによるものとします。

**第15条（充当の指定）** 1．弁済または第13条による差引計算の場合、私の銀行に対するすべての債務を消させるに足らないときは、銀行が適当と認める順序・方法に充当することができ、私は、その充当に対して異議を述べないものとします。 2．前条により私が相殺する場合、私の銀行に対するすべての債務を消滅させるに足ないときには、私は私の指定する順序により充当することができます。 3．私が前項による指定をしなかったときは、銀行が適当と認める順序・方法により充当することができ、私はその充当に対して異議を述べないものとします。 4．第2項の指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、銀行は遅滞なく異議を述べたうえで、担保・保証の有無、軽重、処分の難易、弁済期の長短などを考慮して、銀行の指定する順序・方法により、充当することができます。 5．第3項および第4項によって銀行が充当する場合には、私の期限未到来の債務については期限が到来したものとして、銀行はその順序・方法を指定することができるものとします。

**第16条（危険負担・免責条項等）** 1．私は、私が銀行に差入れた証書等が、事変、災害等やむをえない事情によって紛失、滅失または損傷した場合には、銀行の帳簿、伝票等の記録に基づいて債務を弁済します。尚、私は、銀行から請求があれば直ちに代わりの証書等を差入れます。 2．銀行は、本取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影（又は暗証番号）をこの契約書に押印の印影又は返済用口座の届出印鑑（又は暗証番号）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害について責任を負わないものとします。 3．銀行の私に対する権利の行使、保全に要した費用は、私の負担とします。

**第17条（届出事項の変更等）** 1．私は、氏名、住所、印章、電話番号、職業、取引目的その他法令に基づく届出事項に変更があったときは、直ちに書面により銀行に届出します。尚、私は、銀行が当該変更事由を保証会社に通知することを予め異議なく承諾するものとします。 2．私は、前項の通知を怠り、銀行からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、銀行が通常到達すべき時に到着したものとみなすことに異議ないものとします。但し、やむを得ない事情がある時には、この限りでないものとします。

**第18条（報告及び調査）** 1．私は、財産、債務、経営、業況、収入、この取引による貸越金の使途等について銀行から請求があったときは直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 2．私は、財産、債務、経営、収入等について重大な変化を生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、銀行から請求がなくても直ちに報告します。

**第19条（反社会的勢力の排除）** 1．私は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の各号の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。（1）暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること （2）暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること （4）暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること （5）役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること 2．私は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。（1）暴力的な要求行為 （2）法的な責任を超えた不当な求行為 （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為 （4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて銀行の信用を毀損し、又は銀行の業務を妨害する行為 （5）その他前各号に準ずる行為 3．私暴力団員等若しくは第1項各号の何れかに該当し、若しくは前項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、私との取引を継続することが不適切であると銀行が認めたときは、私は銀行から請求があり次第、銀行に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。 4．前項の規定の適用により、私に損害が生じた場合であっても私は、銀行に対して何らの請求もできないものとします。又、銀行に損害が生じたときには、借主又私はその損害賠償責任を負うものとします。

**第20条（成年後見人等の届出）** 1．私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。また、借主の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に直ちに届出るものとします。 2．私又はその代理人は、家庭裁判所の審判により任意後見監督人が選された場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって銀行に届出るものとします。 3．私又はその代理人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がされている場合にも前2項と同様に届出るものとします。 4．私又はその代理人は、前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に銀行に届出るものとします。 5．私又はその代理人は、前各項の届出により、銀行から本取引を解約又は制限されても異議ないものとします。

**第21条（対象学校就学者の退学等通知義務）** 表記就学者が表記貸越利用期限前に退学等により学籍を失した場合は、私は直ちに銀行へ届出いたします。また、その場合、第2条の定めにかかわらず、届出のあったまたは銀行がその事実を知った日をもって貸越利用期限が到来したものとし、その日が属する月の翌月末日日の場合はその前営業日）にて貸越契約期間が終了するものとします。

**第22条（契約の変更）** 1．銀行は、民法第548条の4の定めに従い、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 2．前項にかかわらず、銀行は、変動金利の特約がある場合においては、別紙に記載された変動金利の特約の内容に基づいて表記利率を変更することができるものとします。

**第23条（準拠法・合意管轄）** 1．本契約並びに本契約に基づく諸契約及び諸取引の契約準拠法は日本法とします。 2．本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、銀行本店及び支店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

**第24条（譲渡、貸入れ等の禁止）** ローンカード及び通帳は譲渡、質入または貸与することはできません。

## 「ふくほう教育ローン（カードローン型）」保証委託約款

契約者（以下「私」といいます）は、次の各条項を契約内容とすることに同意のうえ、私がローンの申し込みをした金融機関（以下「金融機関」といいます）とのカードローン取引規定（以下「原契約」といいます）に基づき、私が金融機関に対して負担する債務について、株式会社ジャックス（以下「保証会社」といいます）に保証を委託しま

**第1条（保証委託の範囲）** 1．私が保証会社に保証を委託する範囲は、原契約に基づき私が金融機関に対し負担する借入金、利息、遅延損害金、その他一切の全額（以下総称して「被保証債務」といいます）とします。また、原契約の内容が変更されたときは、私と保証会社との保証委託契約（以下「本契約」といいます）に基づく保証委託の内容も変更されるものとします。 2．本契約は、保証会社が所定の手続きをもって承諾のうえ、金融関に通知し、被保証債務にかかる原契約が成立したときにその効力が生じるものとします。 3．原契約に基づく保証委託の有効期限は、私と金融機関との間の原契約の取引期限と同一とします。保証会社ならびに金融機関が認めて原契約が更新され、または期間延長されたときは、本契約も更新又は延長されるものとします。 4．原契約に基づく保証委託の貸越極度は原契約と同一とします。原契約の貸越極度額が増減された場合は、保証委託の貸越極度額も保証会社の承認を得て増減額されるものとします。

**第2条（被保証債務の履行）** 被保証債務について、私は原契約及び本契約の各条項を遵守し、期日には元利金ともに遅滞なく履行し、保証会社に一切負担をかけないものとします。

**第3条（保証債務の履行）** 1．保証会社が金融機関から保証債務の履行を請求されたときは、私に対して事前の通知、催告することなく保証債務を履行しても異議ありません。ただし、私が保証会社に対して金融機関からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通知していた場合には、この限りではないものとします。 2．保証会社が金融機関に保証債務を履行した場合、私は、金融機関が私に対して有していた一切の権限が保証会社に承継されることに異議ありません。 3．私は、保証会社が前項によって得た求償権を行使する場合には、契約のほか、原契約の各条項が適用されることに同意します。

**第4条（求償権の範囲）** 前条により保証会社が金融機関に保証債務を履行した場合、私は次の各号に定める求償権について、保証会社に弁済の責を負い、その合計額を直ちに保証会社に弁済します。 ①前条により保証会社が履行した全額。 ②前号の金額に対し、保証会社が履行した日の翌日から私が保証会社に当該履行額を弁済するまで年14．6%の割合による遅延損害金。 ③保証会社が履行のために要した費用の総額。 ④保証会社が、求償権の保全あるいは実行のために要した費用の総額。

**第5条（中止・解約・終了）** 1．被保証債務又は保証会社に対する他の債務の不履行や信用情報機関の信情報等に基づき、保証会社が債権保全を必要とする相当の理由が生じたときは、いつでも保証会社は本契約基づく保証を中止し、又は解約することができるものとします。この場合は、金融機関からその旨の事前又は事の通知をもって保証会社の通知に代えるものとします。 2．前項により保証会社が保証を中止又は解約したとは、私は直ちに残債務を金融機関に弁済します。 3．1項により中止又は解約された場合にも、保証会社の被保証債務は、私がすでに個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。 4．私と金融機関との原契約が終了した場合は、私と保証会社との本契約も当然に終了することとします。この場合、私は保証委託契約書を私宛に返却しない取扱をしたとしても異存ありません。

**第6条（求償権の事前行使）** 私が次の各号の一つでも該当したときは、第3条の保証債務の履行前といえども、求償権を行使されても異議はありません。ただし、残債務等に照らして十分な供託又は担保の提供をした合には、この限りではないものとします。 ①仮差押、仮処分、強制執行、競売、滞納処分等の中止をうけたとき、民事再生、破産等の手続の当事者になったとき、又は清算の手続きに入ったとき。 ②租税公課を滞納し促をうけたとき、又は保全差押えを受けたとき。 ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。 ④被保証債務の一部でも履行を遅滞したとき。 ⑤金融機関、保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失たとき。 ⑥保証会社に対する住所変更の届出を怠る等私の責めに帰すべき事由によって、保証会社におい私の住所が不明となったとき。 ⑦第7条に該当することが判明したとき。 ⑧前各号のほか金融機関又は保証会社に対し、信用不安を生じる等債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

**第7条（反社会的勢力の排除）** 1．私は現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 ①暴力団。 ②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。 ③暴力団準構成員。 ④暴力団関係企業。 ⑤総会屋等。 ⑥社会運動等標ぼうゴロ。 ⑦特殊能暴力集団等。 ⑧前各号の共生者。 ⑨テロリスト（疑いのある場合を含む。）等 ⑩その他前各号に準ずる者。 2．私は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約いたします。 ①力的な要求行為。 ②法的な責任を超えた不当な要求行為。 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力用いる行為。 ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて保証会社の信用を毀損し、又は保証会社の業務を妨害する行為。 ⑤その他前各号に準ずる行為。

**第8条（弁済の充当順序）** 私の弁済額が本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により、充当できます。なお、私について保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

**第9条（担保の提供）** 保証会社から債権保全のために必要な限度において担保または連帯保証人の提供または変更、追加を求められたときは、遅延なくこれに応じ、異議を申し立てません。

**第10条（公正証書の作成）** 私は、保証会社の請求があるときは、ただちに本契約につき強制執行の認諾条を付した公正証書の作成に必要な一切の手続きをとるものとします。このために要した費用は私が負担するものとします。

**第11条（届出および調査）** 1．私は住所、氏名、勤務先等に変更が生じたとき、又は求償権行使に影響を与える事態が発生したときは、直ちに保証会社に対して書面にて通知し、その指示に従います。 2．私は、保証会社が債権保全上必要と認めて請求した場合には、私の信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。 3．私が1項の届出を怠ったため、金融機関及び保証会社から通知又は送付された書類などが延着、又は到着しなかった場合には通常到達すべき時に到達したものとします。 4．保証会社が債権保全上必要と認めたときは、私の住民票、戸籍謄本等を取得し利用することに同意します。

**第12条（債権の譲渡）** 私は保証会社が私に対して有する債権を第三者に譲渡しても異議を述べないものとします。

**第13条（営業時間外の振込みの取扱い）** 私は、本契約に基づく債務の支払について、保証会社所定の時刻までに振込みを完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

**第14条（本契約の変更）** 保証会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、保証会社のホームページにおける公表その他相当な法で私に周知したうえで、本契約を変更することができるものとします。 ①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。 ②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

**第15条（管轄裁判所）** 私は本契約について訴訟の必要が生じたときは、訴額の如何にかかわらず、私の住所地及び保証会社の本社、各支店の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意します。

# 利率変更に関する特約

借主は、「ふくほう教育ローン（カードローン型）」カードローン契約規定（当座貸越契約）に基づいて借り入れたローンの利率および返済方法等について、次のとおり特約します。

第１条（借入利率の変更）

１．借入利率は、株式会社福邦銀行（以下「銀行」といいます。）の定める標準金利当行長期プライムレート【当行短プラ連動型】（以下「基準金利」といいます。）の変動に伴って引き下げられ、または引き上げられることに同意します。

◎なお、借入日現在の基準金利は年 3.125％であることを確認します。

◎また、金融情勢の変化により上記基準金利の制度を廃止した場合には、これに変わる相当と見られる他の金利を利率変更の基準とします。

２．前項による借入利率の変更は、変動金利年２回見直し型の方法により次のとおりとします。

毎年４月１日および１０月１日（以下「基準日」といいます。）にその日現在の基準金利と前回基準日における基準金利とを比較し、その利率に差がある場合に行うものとします。ただし、借入後最初に到来する基準日については、その日現在の基準金利と借入日における基準金利とを比較して、その利率に差がある場合に行うものとします。

第２条（借入利率の変更幅）

前条による借入利率の引き下げ幅または引き上げ幅は、前条２で比較した基準金利の利率差とするものとします。

第３条（借入利率の変更の発効日と元利金の引落し日）

前１条、２条により行われた借入利率の変更の発効日と元利金の引落し日は、次のとおりとします。借入利率の変更の発効日は、基準日以降最初に到来する６月または１２月の約定返済日の翌日とし、変更後利率による元利金の引落し日については、発効日の翌月（７月または翌年１月）の約定返済日とします。

第４条（毎回の返済額の調整）

◎貸越利用期限経過後に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、毎月返済の部分および年２回増額返済の部分ともに返済回数を変更することなく、借入利率の変更日以降の毎回の元利金返済額を増減するものとします。

◎貸越利用期限経過前に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、毎月返済の利息部分を増減するものとする（毎月定額返済の場合の約定返済額は増減しないものとする）。

第５条（借入利率の変更の通知）

◎貸越利用期限経過後に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、銀行は借入利率の変更後の第１回約定返済日までに、変更後の借入利率および毎回の元利金返済額を書面により通知するものとします。

◎貸越利用期限経過前に元利均等返済となった場合

借入利率の変更を行ったときは、銀行は変更後の借入利率および毎回の元利金返済額または利息返済額を通知するものとする。

第６条（特約の変更）

銀行は、民法第５４８条の４の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本特約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で借主に周知したうえで、本特約を変更することができるものとする。